



2025年12月19日  
第095号

# JR 東労組 Yokohama



JR東労組横浜地本  
発行人 梶田優一  
編集情宣担当  
ホームページ  
<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



横地申  
第6号

「懲罰的な日勤およびヒューマンエラーに対する処分を直ちに止め、線路内落とし物拾得作業について、乗務員を含めた関係する全社員に統一した教育を求める申し入れ」(12/16) 団体交渉を行う！

1. 9月24日、京浜東北線横浜駅で発生した「線路内落とし物確認中に気笛吹鳴を受けた事象」について、その原因と対策を明らかにすること。

【会社回答】列車見張り員と作業者との連携不足により、列車の抑止完了を確認していない状況で、線路内落とし物を確認中に気笛吹鳴を受けた事象である。また、事象の共有及び落とし物拾得物に関わる取り扱いについての注意喚起を実施してきたところである。

## 組合

事象の原因は、回答にある「列車見張り員と作業者との連携不足により、列車の抑止完了を確認していない状況で、線路内落とし物を確認した」ということでよいか。

## 会社

確認！

9月26日付でモビサが「線路内の落とし物確認中に気笛吹鳴を受けた事象が発生」として発出しているが、会社として何が問題だったのか示すこと。

これまで、線路内の落とし物拾得については注意喚起ならびに社員教育を定期的に行っている。今回、この事象が発生したところでは、列車の抑止を確認しない状態で落とし物の場所を確認してしまったというところが原因と考えている。

### ☆どこからが線路内落とし物拾得作業なのか

今回落とし物を確認しているところで気笛吹鳴を受けた。どこからが線路内落とし物拾得作業なのかを示すこと。

本来の落とし物拾得作業の教育内容としては、落とし物についてお客さまから申告があり、まずは作業を行う社員と見張りを行う社員で事前にしっかりと打ち合わせを行って現場に行く、そこから拾得作業に入るという認識である。

### ☆「報告を要する事象」に当たるのか

今回の「線路内落とし物確認中に気笛吹鳴を受けた事象」は、「報告を要する事象」に当たるのか、認識を示すこと。

「注意を要する事象」(別表第3) および「報告を要する事象」(別表第4) には該当しない。

確認！

### ☆気笛吹鳴を受けたときの状況

駅社員A(作業者)とお客さまが気笛吹鳴を受けたでよいか。

その通りである。お客さまと確認中に気笛吹鳴を受けている。

会社の認識としては、駅社員A(作業者)とお客さまが覗き込んでいるのを運転士が見て気笛吹鳴をしているということ。

その通り。お客さまが指をさしているような形だったということを含めて、運転士からそのように申告を受けている。

認識合はず！

ホーム上から覗き込む心理も分からぬわけではないことか。

人間の心理として、そういうものがあるところは理解する。

確認！

駅社員B(見張り員)は、気笛吹鳴を受けたとき、輸送指令に連絡するため駅長事務室に居たでよいか。

その通りである。



確認！

指令に連絡するために駅長事務室に行ったと思われるが、ホーム上でも連絡できると考える。駅社員B(見張り員)が駅長事務室に行った理由を示すこと。

事象の概況に記載は無いが、指令電話がホーム事務室にあるので、そこで輸送指令に連絡をしたということである。

認識合はず！

正しい状況をきちんと把握していかないと原因究明はできないなど我々は認識をしている。社員本人の状況等も含めて、正しく把握するべきだと我々は認識している。

“その場を離れた” ということが本質であり、携帯電話なのか指令電話なのかは本質ではない。離れても良いが、離れる時にやるべきことがある。そこがでけてなかつたことが問題である。

会社の「注意喚起」によると、駅社員B(見張り員)は“輸送指令との連絡者”となっているが、列車見張り員ではないのか。

原則抑止なので、列車見張り員ではなく輸送指令との連絡者。抑止後、線路内落とし物拾得作業を行えば、作業員になる。

抑止できていないので、輸送指令との連絡者とした。

どっちなの！?



### ☆線路内落とし物拾得作業に伴う抑止について

原則抑止で作業を行うとなっていると思うが、2種類ある。信号で抑止させる。運転士に対する口頭抑止。会社としてはどちらで行うのか。

場内信号機を停止現示にして、列車を進入させない措置をとっている。その作業が終了したら、順次抑止を解除するという認識を持っている。

現状は口頭抑止です！

お客さまの申告された場所と実際の場所が違っていたり、そういうことも含めて列車が遅れてしまう場合において、社員の責任は問わないということによいか。

その通りである。

確認！

議論により会社が当時の状況を正確に把握できていないことが明らかに！  
事象の事実関係について認識が一致せず、団体交渉は1項の途中で中断！